

平成27年度

菊陽町定期監査結果報告書

平成28年1月

菊陽町監査委員

平成27年度菊陽町定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成27年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告します。

平成28年1月12日

菊陽町監査委員 中原 輝男

菊陽町監査委員 吉山 哲也

第1 監査の概要

1. 監査の対象

- (1) 平成27年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (2) 平成27年度下水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (3) 財産及び備品等の管理状況
- (4) 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況

2. 監査実施期日

平成27年10月19日から平成27年11月24日までのうち13日間

実施年月日			監査実施対象機関名
平成27年	10月19日	月	農業委員会、環境生活課
	20日	火	選挙管理委員会、議会事務局、監査委員 商工振興課、町民課
	21日	水	会計課（※例月出納検査日に実施）
	23日	金	なかよし園、東部町民センター 生涯学習課、南部町民センター
	26日	月	建設課 人権教育・啓発課
	28日	水	税務課 介護保険課、福祉課
	11月4日	水	菊陽南小学校、菊陽中部小学校 白鈴園、みどり園
	16日	月	総合政策課 財政課
	17日	火	西部町民センター、武蔵ヶ丘中学校 都市計画課
	18日	水	健康保険課
	19日	木	子育て支援課
	20日	金	農政課 総務課
	24日	火	学務課 下水道課

3. 監査の実施場所

・書類監査

菊陽町役場別館監査委員室及び各出先機関施設内会議室等

第2 監査の方法及び結果

1. 監査の方法

定期監査は、地方自治法第2条に定める本町事務事業の執行と管理・運営が、予算に基づき合法的で適正かつ効率的に執行されているかについて、次の(1) 監査の着眼点 (2) 各課の実施機関別提出書類に基づき、担当課長をはじめとする関係職員に説明を求め、必要に応じて関係書類を確認する方法で監査を実施した。

また、各課の分掌事務について、その執行事務の重要性や相対的危険性を評価するため、定期監査調査(当初予算現額、収入・支出済額、構成比、補正額、対前年度比較額など)に基づき、可能な限り関係書類について「標準町村監査基準」第23条に基づいた実施手続(照合、実査、質問、確認等)を行った。

なお、監査にあたっては、できる限り関係書類の閲覧、照合等が行えるよう、事務執行内容が類似している小・中学校、保育所及び西部支所をはじめとした出先機関については、次に示す「監査ローテーション計画」を策定して実施している。

また、地方公営企業法の財務規定が適用されている下水道事業については、地方公営企業法第40条の2に規定の「上半期業務状況報告書」を検証する方法で監査を行った。

「監査ローテーション計画」

対象の種別	監査の基準	H27年度	H28年度	H29年度	所 属
小学校 (6校)	2校/年	菊陽中部小 菊陽南小	菊陽西小 武蔵ヶ丘北小	菊陽北小 武蔵ヶ丘小	学務課
中学校 (2校)	1校/年	武蔵ヶ丘中	菊陽中	武蔵ヶ丘中	
保育所 (8園)	2～3園/年	白鈴園 みどり園 なかよし園	もみじ園 白菊園 武蔵ヶ丘第一園	さくら園 武蔵ヶ丘第二園	子育て支援課
町出先機関等 (9施設)	3施設/年	西部町民C 南部町民C 東部町民C	中央公民館 三里木町民C 西部支所(光の森C)	図書館 ふれあいの森研修C 武蔵ヶ丘コミュニティーC	総務課、生涯学習課、中央公民館、図書館、

※Cはセンターの略

(1) 監査の着眼点

- ① 財政の収支均衡と健全性維持のもと、歳入歳出予算の執行が適正に行われているか。
- ② 経費が予算の目的に従い、効率的・効果的に執行されているか。
- ③ 施設及び備品の管理は適正に行われているか。
- ④ 物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続きは適正に行われているか。

(2) 実施機関別提出書類

- ① 平成27年度定期監査調書
- ② 予算及び事業の執行状況に関する簿冊
- ③ 契約書等の整理簿冊
- ④ 収入に関する整理簿冊

- ⑤ 財産及び物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 各係の事務に関する書類
- ⑦ 平成27年度の各種団体等への補助金交付に関する書類
- ⑧ 各種会議録
- ⑨ 出張・復命に関する書類
- ⑩ 小・中学校の実験用薬品等の保管状況
- ⑪ 保育所、小・中学校の防犯体制関係書類
- ⑫ 保育所、小学校・公園の遊具の点検状況
- ⑬ 保育所の健康・衛生管理体制関係書類
- ⑭ その他の必要書類

2. 監査の結果

当該年度の予算執行にあたっては、厳しい財政運営のなか、国による経済再生と財政健全化等の諸方策もあり、その方策が自治体財政へどのような形で影響が出てくるのか不透明で懸念される面もあるが、現制度下での財務事務処理の執行については関係法令に従いおおむね適正に執行されているものと認めている。

また、平成24年4月から地方公営企業法の財務規定が適用されている下水道事業会計についても、平成27年度上半期菊陽町下水道事業業務状況報告書（4月1日～9月30日分）による監査を行ったが、その財務事務処理等は関係法令に従いおおむね適正に執行されているものと認めている。

なお、監査に当たっての軽微な指摘事項については、その都度、口頭での是正や適切な処理が行われるよう意見を述べているが、次の事項については、今後、更なる適正な事務処理が行われるよう努められたい。

(1) 土木工事等の施工管理について

土木工事発注後の期中施工管理に関する工事状況について、工程計画書と対比して写真判定等による監査を行った。その中で、工事着手前に発注者監督員に通知されている請負者の施工管理担当者（現場代理人、主任技師等）と管理図表等に基づく工事主要段階ごとの発注監督員の立会いや工事施工段階の出来形管理で確認できないケースが一部見受けられた。

本町の土木工事等の施工管理は、熊本県が策定している土木工事共通仕様書に準じているが、これによると工事の工種、規模にかかわらず工程、品質、出来形、写真についての施行管理基準があり、殊に、写真管理については「出来形管理写真撮影箇所一覧表」に基づく写真撮影頻度が求められている。また、工事完成後、明視できない各施工段階での施工状況写真についても発注者立会いによる確認検査箇所の規定がなされているので、再度の規程遵守について徹底されるよう努められたい。

(2) 下水道事業会計の運営について

下水道事業については、平成27年度上半期菊陽町下水道事業業務状況報告書（4月1日～9月30日分）によると、その収支が連結収支（公共下水道事業と農業集落排水事業の連結）で117,356千円の純利益となっており、財政運営状況の収支バランスは、現段階において問題ないものと判断しているが、収支不足分を一般会計からの繰入金で賄っている影響が大きい。

また、平成26年度予算から民間企業の会計原則を最大限に取り入れた大幅な法改正が行

われているが、法改正後の平成27年度同期の貸借対照表収支バランスは、負債比率が85.9%（対前年比0.8%減）、資本比率14.1%（0.8%増）となっており多少の経営改善の傾向はみられるが、資産形成の大部分が負債に依存していることに変わりはない状況にある。

今後の施設老朽化対策や農業集落排水事業区域内における集落内開発条例制度の運用に伴う下水道施設の整備等による固定負債の増加を考慮すると、中長期的には安定的経営ができない債務超過に陥ることが考えられる。

なお、事業運営の短期的な支払い能力を判断する流動比率は56.2%となっているが、流動負債に年内に償還予定となっている企業債償還元金が含まれているためである。これについては、今後も毎月発生する使用料収入などで償還される見込みであり、また、会計制度上のことであるため問題はないと思われる。

最後に、平成25年度に策定された「菊陽町下水道中期経営計画」に記載されているように公営企業として独立採算制の基本原則に立脚した経営に努めるためには、一般会計からの繰入を抑制し、下水道使用料の見直しに取り組むとともに、企業運営には十分な配慮がなされるよう努められたい。

（3）各課の既存計画の取扱いについて

本年は、改正前の地方自治法第2条第4項の趣旨に基づき策定した第5期菊陽町総合計画の前期基本計画の最終年の5年目に当たり、また、「菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年度から平成31年度までの5か年計画）が策定されている。この総合戦略は、将来にわたって活力ある社会を維持し、併せて住民の福祉の増進を目指したものであり、4つの基本目標とその目標達成に必要な具体的事業名を示したものである。

今回の監査では、地方創生、マイナンバー制度の進捗状況や個別の下水道中期計画、菊陽町農業地域振興計画、企業誘致や人権教育・啓発基本計画等の取組状況についてヒヤリングを行った。これらの事業計画については、菊陽町総合計画の目標達成に必要な具体的事業も含め、国・県の施策による影響も大きいと思われるが、その執行については既存計画の見直しを含め慎重な推進体制のもと効果的な検証が行われるよう努められたい。